

2015年9月1日

社員のみなさんへ

マイナンバー制度のお知らせ(周知)

〇〇株式会社
総務部長 ●● ●●

平成27年10月以降、マイナンバーが通知されます。通知は、市区町村から、住民票の住所あてに順次簡易書留で「通知カード」が郵送され、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。外国籍でも住民票がある中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。住民票の住所と異なるところにお住いの方は注意してください。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、マイナンバーは大切にしてください。

通知カードは皆さんの住民票上の住所に送られてきますので、ご自分の住民票の住所やご家族の住所をチェックし、現在会社に届け出ている住所と住民票が異なる場合は、手続きを行ってください。

マイナンバーは住民票を持つ国民全員に一人ずつ付与され、税、社会保障、災害対策といった分野に利用されます。

なお通知カードが手元に届きましたら重要に保管して誤って廃棄することのないようにしてください。みなさんのマイナンバーは、会社が行う社会保険や税務処理で利用する必要があり、社会保険や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは法令で定められた義務となっています。

10月初めに、マイナンバーについての利用目的を示した上で、みなさんの通知カードの写しを会社に提出していただきます。スムーズな提供にご協力ください。

【個人番号カード申請のお勧め】

通知カードが郵送される際、「個人番号カード交付申請書」が同封されています。個人番号カードは、マイナンバーが記録された顔写真入りのICカードで、今回同封される交付申請書に顔写真を添付し返信すると、後日市区町村の窓口で個人番号カードが交付されます。初回交付の手数料は無料で今後身分証明書として活用されることとなりますのでこの機会に個人番号カードの申請を行っておくことをお勧めします。

以上